

(1)大河原町男女共同参画推進審議会

町内外の有識者の委員により、男女共同参画基本計画に関する審議を行いました。委員は女性6名、男性2名の8名の構成。公募委員は募集を2回しましたが、応募者がおりませんでした。

○大河原町男女共同参画推進審議会

氏 名	分 野	所 属
木村 秀則（会長）	学識経験者	K a j iプロジェクト 代表
八重樫 裕子（副会長）	商工団体	大河原町商工会女性部 部長
大内 恵美	教育団体	大河原町教育委員会 生涯学習課 社会教育指導委員
渡辺 和子	町内企業	株式会社M i r i z 専務取締役
小野寺 拓弥	町内企業	株式会社ヒルズ 総務部長兼社長室長
森 恵子	人権擁護団体	大河原町人権擁護委員
三浦 奈美恵	防災・子ども育成	防災介助士・大河原中学校学校運営協議会委員等
大沼 史柄	行政機関	宮城県生活環境部共同参画社会推進課 男女共同参画推進専門監

○審議会内容

回・日程	主な協議内容
第1回（令和6年6月12日）	・委員委嘱、委員紹介、会長・副会長の選任 ・男女共同参画基本計画策定について
第2回（令和6年7月30日）	・男女共同参画に関するアンケート結果及び状況調査について ・男女共同参画基本計画に係る施策の展開案について
第3回（令和6年9月26日）	・男女共同参画基本計画素案について ・男女共同参画基本計画策定に対する答申案について
令和6年10月16日	・大河原町男女共同参画基本計画策定に対する答申

○大河原町男女共同参画推進審議会条例(令和6年4月1日施行)

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、男女共同参画に関する課題と行政施策の企画及び推進について調査審議を行う大河原町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画基本計画に基づく施策等の取組状況及び成果の検証に関すること。
- (3) その他男女共同参画の施策等を推進するため町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体から推薦される者
- (3) 町内を代表する企業等から推薦される者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募による町民
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。